

 $\bigcirc$ 

# 山形県公報

平成24年11月30日 (金) 第2398号

毎週火・金曜日発行

次 目

	告	示				
○指定代理納付者の指定				<ul><li>(企画調整</li></ul>	注課)…132	23
○生活保護法による指定医療機関の指定						
○生活保護法による指定医療機関の廃止				同	) … 同	
○土地改良事業の計画変更の認可				で庁農村計画	i課)… 同	j
○公共測量の終了の通知				· (用 地	課) …132	25
○県道の供用の開始					課) … 同	j
○同			(置賜総合支	· 庁建設総務	課) … 同	J
○開発行為に関する工事の完了	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		(村山絲	給支庁建築	課) … 同	j
○山形県指定金融機関等県公金取扱規程	の一部を改正	する規程		· (会 計	局) …132	26
	選挙管理	委員会関係				
	告	示				
<ul><li>○衆議院小選挙区選出議員選挙における。</li><li>○衆議院小選挙区選出議員選挙における。</li></ul>						
	公	告				
			/	. A. I. Landi de		
○県営住宅入居者の一般公募						
○同			・・・・・(	<b>泛</b> 合文厅建築	課)…133	30
	<del></del>					
	_告	示_				
山形県告示第1108号						
地方自治法(昭和22年法律第67号)第23	1条の2第6項	[の規定により、指定	定代理納付者	を次のとお	り指定した	
平成24年11月30日						
		山形県知事	吉	<b>美</b>	栄 子	
1 指定代理納付者の名称及び住所						
やまぎんカードサービス株式会社						
山形市十日町二丁目4番1号						
2 指定代理納付者に納付させることがで	きる歳入					
山形応援寄付金(株式会社フューチャ	ーコマースが	インターネットを通	じて提供する	公金の支払	に係るシ	ステ
ムを利用して納付されるものに限る。)						
3 指定代理納付者による歳入の納付の事	務の開始の日					
平成24年12月1日						

# 山形県告示第1109号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年11月30日

山形県知事 吉 村 美栄子

指	定	医療	機	関の	名 称		指定医療機関の所在地	指定	2年月日
は	ぎ	0)	内	科	医	院	長井市東町1番1号	平成	24. 7. 1
ニチィション		センタ	一米	沢訪問	看護スプ	テー	米沢市金池五丁目13番21号	同	9. 18
かわ	しま	内科循	香環 岩	器科ク	リニッ	<i>」</i> ク	山形市城西町五丁目29番22号	同	10. 1
み	ど	ŋ	調	剤	薬	局	米沢市中央三丁目1番17号		同
南	町	耳	鼻	咽	喉	科	天童市南町三丁目14番19号	同	11. 1

# 山形県告示第1110号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

ł	旨定	医療	機	関の	名 称		指定医療機関の所在地	廃止生	<b>F月日</b>
は	ぎ	0)	内	科	医	院	長井市東町1番1号	平成24	. 6.30
かわ	しま	内科征	盾環器	尋科 ク	リニッ	ク	山形市城西町五丁目29番22号	同	9. 30
み	ど	Ŋ	調	剤	薬	局	米沢市金池二丁目2番8号	Ī	ij

# 山形県告示第1111号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土地改良事業計画(維持管理)の変更を次のとおり認可した。

平成24年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業を行う者の名称 村山北部土地改良区
- 2 認可年月日平成24年11月15日
- 3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

# 山形県告示第1112号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年11月30日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 公共測量を実施した地域

鶴岡市下川他地域

2 公共測量を実施した期間 平成24年7月27日から同年10月26日まで

3 作業の種類

公共測量(3級水準測量)

# 山形県告示第1113号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年11月30日から同年12月13日まで縦覧に供する。

平成24年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 赤坂真室川線

2 供用開始の区間 新庄市大字昭和字昭和132番1から

最上郡真室川町大字内町字塩野1279番323まで

3 供用開始の期日 平成24年11月30日

# 山形県告示第1114号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年11月30日から同年12月13日まで縦覧に供する。

平成24年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 米沢高畠線

2 供用開始の区間 米沢市大字梓川字道上891番1から

同 大字長手字鬼釜1663番3まで

3 供用開始の期日 平成24年12月3日

# 山形県告示第1115号

次の開発行為は、完了した。

平成24年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成24年10月12日 指令村総建第5023号

2 開発工区に含まれる地域の名称

第2工区

東根市中央東三丁目285番1の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東根市一本木二丁目2番10号

株式会社ロータス車検センター

# 山形県告示第1116号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

山形県知事 吉 村 美栄子

# 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。

別表第4中

"	霞城支店	" 城南町一丁目 1番1号	"	IJ	7.
"	鈴川支店	# 印役町二丁目 5番3号	11	IJ	~ ~

を

11	流通センタ	" 流通センター	
	一支店	二丁目9番地の6	

- 1	"	ときめき通	]]	五十鈴三丁目	17
		り支店	1番	10号	(-,

11	鈴川支店	山形市五十鈴三丁目	,,	JJ.	
		1番10号		,,	
"	米沢西支店	米沢市中央一丁目12	,,,	11	
		番32号	"	"	
11	朝暘町支店	鶴岡市東原町1番31	,,	"	
		号	"	"	
11	若竹町支店	酒田市若竹町二丁目	,,	<i>II</i>	
		4番5号	"	"	
11	新庄支店新	新庄市栄町6番1号	,,		
	庄南出張所		"	"	

に改める。

別表第6中

IJ	大字山元171番地	

大字貫津2431番地

に改める。

#### 附則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第6の改正規定は、平成24年12月25日から施行する。

# 選挙管理委員会関係

告 示

# 山形県選挙管理委員会告示第58号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録の基準日、登録日及び縦覧の期間を次のように定めた。

平成24年11月30日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

1 登録の基準日

平成24年12月3日。ただし、年齢については、同月16日

2 登録日

平成24年12月3日

3 縦覧期間

平成24年12月4日

# 山形県選挙管理委員会告示第59号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第23条の11第2項の規定により、平成24年12月16日執行予定の衆議院 小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧の期間を次のように定めた。

平成24年11月30日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

縦覧期間 平成24年12月4日

公 告

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年11月30日

山形県知事 吉 村 美栄子

圉 শ の家賃 に相当 月分 する額 金 敷 က 収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 E 300 100 900 200 900 800 300 400 200 37, 45, 56, 26, 33, 46, 25, 出000 300 700 009 700 500 300 000 400 500 収入が158,0 を超え186,0 以下の者 39, 48, 21, 22, 23, 40, 22, 32, 29, 篖 出出000 400 900 800 009 200 300 009 700 500 収入が139,0 を超え158,0 以下の者 34, 18, 20, 19, 42, 19, 25, 35, 28, 田000 500 800 700 009 200 800 400 000 100 収入が123,0 を超え139,0 以下の者 16, 17, 17, 30, 18, 31, 25, 37, 22, 田000 \*\* 009 009 900 900 000 400 900 500 000 収入が104,( を超え123,( 以下の者 14, 14, 26, 33, 5, 15, 19, 27, 22, 収入が 104,000円 以下の者 100 009 700 300 800 200 800 900 000 23, 13, 28, 12, 13, 17, 12, 19, 尔 般用 10 <u>1</u>= 1= ĪĒ 10 <u>1</u>= ĪĒ  $\times$ 募 数  $\vdash$  $\vdash$  $\vdash$ 公正 1万当たり 住戸専用 面 様 平方メートル 71.5 1万当たり 住戸専用 面 和 6  $\infty$ 9  $\sim$  $\infty$ 6 9  $\sim$ 容 54. 71. 54. 51. 55. 62. 69. 63. **死形式** X DK  $\Box$ 斑 О <u>1</u>= ĪĪ 10 <u>1</u>= ĪĒ  $\Box$ 4  $\mathbb{C}$  $\Im$ 天童市交り江五 丁目10-2 上山市美咲町\_ 丁目3 ] 田鶴町P | 目18-22 村山市楯岡笛E四丁目6-23 : 市桧町四-|--16 市中央四<sup>-</sup> -2 11 型 量 在 田口  $^{\circ}$ 三港三 田12-刑 根の  $\sim$  $\sim$ 国用 匝一 <u>1</u>= 東目 県営住宅の名称等 ! 営桧町アパー 、1 号 % % 東根中央7 -ト1号 上屋倉ア/ ト1号 天童駅南7 -ト2号 ななアノのおり :り江ア/ 号 K II 苓 あた、 ΠÞ 囯 交 2 種  $_{\mathcal{O}}$ 匠《 各 \_\_ \_\_ ₩ ← īī J <u>□</u> °< <u>[</u>[

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別 障害者である場合には400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
  - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
    - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
    - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
    - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
  - (p) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
  - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
    - a 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が 国土交通省令で定める程度であるもの
    - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
    - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
  - (ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
  - (1) 申込期間 平成24年12月5日から同月11日まで(月曜日は休館日となります。)(受付時間:午前10時から 午後6時)(ただし郵送の場合は、平成24年12月11日までの消印のあるものに限り有効とする。)
  - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階 県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産
- 5 入居の時期 平成25年2月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定 おり行う。	により、山形県	<b>県営住宅</b>	の入居者の	の一般公募を次のと
平成24年11月30日	山形県知事	吉	村	美 栄 子

			瞅		
			権		
			敷金	3月分 の家賃 に相当 する額	
			収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	31, 300	
		焦	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	四 27,000	
			収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	23, 700	
			収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	21,000	
		Ж	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	日8,400	
			4 104,000円 以下の者	円 15,900	
			<b>区</b>	一般用	
		<b>和</b>	公 戸 巻 教	1	
		椝		平方メートル 62.8	
		羪	住宅形式	3 D K	
			所在地	県営若葉東アペ 新圧市金沢1494 ート1号	
国が住めの女祭祭	H LVA MA		秦	f葉東アペ   <sub>著</sub> 号	
回治	E K		允	県営港 一ト1	

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例 により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円 (その者が特別 障害者である場合には400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の 所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者そ の他婚姻の予約者を含む)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
  - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度 が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
    - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
    - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号) 第6条第3項に規定する1級又は2級
    - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
  - (ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以 前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
  - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
    - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が 国土交通省令で定める程度であるもの
    - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
    - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
  - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多 子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当 する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
  - (1) 申込期間 平成24年12月3日から同月7日まで(ただし郵送の場合は、平成24年12月7日までの消印のあ るものに限り有効とする。)
  - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 最上事務所

5 入居の時期 平成25年1月中旬

